

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための指針

社会福祉法人上野原若鮎会
わかあゆ工房

1. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

当事業所は、事業所内や利用者の居宅において感染症が発生した際、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素の感染予防対策や感染症発生時に迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、法人全体で取り組みを推進する。

2. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための基本方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、委員会を設置する等法人全体で取り組む。

(2) 平常時の対応

① 事業所内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。又、手洗い場、トイレ等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② 感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指消毒を徹底し、感染症の流行が見られた場合にはマスクを着用する。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策への協力を依頼する。また、排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 来所者への衛生管理の周知徹底

マスクの着用や手指の消毒等、感染症対策の協力を依頼する。感染状況によっては来所の制限を行う。

(3) 発生時の対応

万一、感染症・食中毒が発生した場合は、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図る。

① 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること。

ア) 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者

と職員の症状の有無を確認し、施設長に報告すること。

イ) 報告を受けた施設長は、事業所内の職員に迅速に指示、助言を行い、必要に応じて委員会を招集する。

② まん延防止のための措置

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、まん延防止のため速やかに以下の事項に従って対応すること。

ア) 支援員

- ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
- ・看護師等の指示を仰ぎ、必要に応じて事業所内の消毒を行うこと。

イ) 看護職員

- ・感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするため、職員に適切な指示を出し、速やかに対応すること。

③ 関係機関との連携

感染症若しくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・協力医療機関
- ・保健所

また、必要に応じて次のような情報提供も行うこと。

- ・職員への周知
- ・家族への情報提供と状況の説明

④ 行政への報告

施設長は、報告が必要な場合には迅速に上野原市と保健所に 以下の内容を報告するとともに、対応の相談をすること。

ア) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ) 感染症又は食中毒が疑われる症状

ウ) 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

3. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置する。

② 感染症対策委員会の構成員

施設長を委員長とし、支援員、看護職員、その他委員長が求める者。

③ 感染症対策委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね6ヶ月に1回以上開催します。その他、必要に応じて開催する。

④ 感染症対策委員会の主な役割

- ア) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- イ) 各指針・各マニュアル等の作成
- ウ) 発生時における事業所内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- エ) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- オ) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- カ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施（年2回以上）
- キ) 感染対策実施状況の把握と評価

4. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する各職種の役割

事業所内において、感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対策を行ううえで各職種がその専門性に基づいた役割を担う。

職 種	役 割
施設長	・ 感染症、食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任者 ・ 感染症発生時の行政報告及び関係機関との連絡調整 ・ 感染症発生時の状況把握及び指示 ・ 家族への対応
支援員及び看護職員	・ 緊急時連絡体制の整備（家族等） ・ 利用者の状態把握 ・ 発生時まん延防止の対応 ・ 衛生管理の徹底 ・ 経過記録の整備

5. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員教育・訓練の実施

障害者支援に携わる全ての職員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底及び指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図るために職員教育・訓練を実施する。

- ① 定期的な研修会（年2回以上）の実施
- ② 新任者を対象に感染症対策研修の実施
- ③ 職場外研修や講習会への積極的な参加

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族がいつでも事業所内にて閲覧できるようにするとともに、法人のホームページ上にも公表します。

付則

本指針は、令和8年8月31日より運用する。